

介護事業所連絡協議会としても、2025年に向けた在宅福祉の要として訪問介護の質の向上と人材育成・確保に取り組んでいく予定です。

## ◆滋賀県ホームヘルパー協議会 「ホームヘルパーへの相談支援の取り組み」

滋賀県ホームヘルパー協議会では、平成27年8月から県内のホームヘルパーの悩みを受け止める電話相談事業「訪問介護員ホットライン」を実施しています。事業を実施する以前から相談を受けつけていましたが、地域医療介護総合確保基金による助成金の活用により、訪問介護の職務に精通している職員を1名配置して、相談を受け止める体制の充実を図りました。

助成の申請については行政からの情報提供があり、それを受けて申請の手続きを行いました。行政に対しては以前から、訪問介護事業の担い手不足の現状や滋賀県ホームヘルパー協議会の担う役割等について伝えており、このような日頃からの訴えも情報を素早く得るためには重要だと考えています。

相談は現職のホームヘルパーに限らず、現在は働いていない有資格者などからの相談も受けつけています。平成27年度の8月から3月は79件、平成28年度の4月から9月は61件の相談が寄せられました。

また、「訪問介護員ホットライン」の取り組みの周知を行うためにパンフレットを作成し、

県内の訪問介護事業所、介護職員初任者研修実施機関、介護労働安定センター等に配布したほか、滋賀県ホームヘルパー協議会主催の研修会案内に同封したり、研修会の参加者にも配布しています。

主な相談内容としては、スキルの向上、職場における人間関係、職場の運営体制、離職についての相談、業務内容の相談等が寄せられています。相談を寄せるホームヘルパーのなかには、仕事を辞めたいという思いを抱いている方もいますが、そういった悩みに対しても丁寧に向き合うことで、相談者が仕事を継続することにつながった事例も多数あります。

ホームヘルパーは個人で活動することが基本となる職業であり、悩みを周囲に相談できずに抱え込んでしまうこともあります。そのような中で滋賀県ホームヘルパー協議会では、ホームヘルパーが悩みを打ち明けられることのできる電話相談の取り組みは人材定着の意義があり、ホームヘルパーが安心して働き続けることを支援する最後のとりでであると考えています。

## ◆「地域での暮らしに寄り添うホームヘルパー」 ～ホームヘルパーの役割、専門性を伝えるパンフレット～ご利用ください！

全国ホームヘルパー協議会では、地域包括ケアシステムにおいて在宅介護の要となるホームヘルパーについて理解・認知を広げるため、パ

ンフレットを有償頒布しております。

すでに活用している事業所では、地域ケア会議やサービス担当者会議等で配布し、地域包括支援センターやケアマネジャーにホームヘルパーについてより理解を深めてもらったり、地域のサロン活動などで住民に配布したりするなどさまざまな形で活用され、好評をいただいております。

内容では、3つの事例を用いて、ホームヘルパーの役割やサービスの提供内容をわかりやすく説明しています。また、今年度は「障害」の表記を「障がい」に変更するなど、より活用しやすくなりました。ぜひご利用ください。

【申込み先】 各道府県ホームヘルパー協議会事務局へご連絡ください

【問合せ先】 全国社会福祉協議会 地域福祉部 担当：志村、水谷

TEL 03-3581-4655

E-mail z-chiki@shakyoo.jp

